

広島県告示第千二百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、昭和三十九年広島県告示第八百三十一号及び昭和四十六年広島県告示第八百二十六号で指定した特定猟具使用禁止区域を次のように変更する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

高見山特定猟具使用禁止区域

二 変更後の区域

尾道市向島町立花地内の県道向島循環線と県道立花池田線との交点を起点として、同所から県道立花池田線を北方に進み、市道千汐江奥線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、県道向島循環線との交点に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

永久

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

千光寺・西国寺・浄土寺特定猟具使用禁止区域

（旧名称 千光寺山特定猟具使用禁止区域）

二 変更後の区域

尾道市西御所町の一般国道二号線と一般国道一八四号線との交点を起点として、同所から一般国道一八四号線を北方に進み、一般国道二号線（尾道バイパス）との交点に至り、同所から同国道を東方に進み、尾道市道浄土寺坊地線との交点（坊士隧道）に至り、同市道を南東に進み、尾道市道新高山五号線との交点に至り、同市道を東方に進み、尾道市道山波四五号線との交点に至り、同市道を東方に進み、西瀬戸自動車道との交点に至り、同自動車道を南方に進み、一般国道二号線との交点に至り、同国道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

永久

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

若林特定猟具使用禁止区域

二 変更後の区域

町道別府神田線と主要地方道広島豊平線との交点を起点として、同所から同主要地方道を北東方に進み、町道若林線との交点に至り、同所から同町道を東方に進み、同町道と山県郡北広島町今吉田鉄穴口一一一五四の二番地と同一一一五四の三番地との交点に至り、同所から同町今吉田鉄穴口一一一七四の一番地と同町阿坂悪谷一一七〇六番地と同一一七〇三番地との交点に至り、同所から同町今吉田高丸見一一一七八の一番地と同町今吉田鉄穴口一一一七四の一番地と同町今吉田高丸見一一一七五番地との交点に至り、同所から歩道を南西方に進み、同町今吉田高丸見一二四〇の二番地と同一一一七九番地と同町今吉田加我等一一二七八番地との交点に至り、同所から同町今吉田高丸見一二七八の三番地と同一一二三三番地と同一一二三八番地との交点に至り、同所から同町今吉田高丸見一二一八の三番地と同一一二三六番地溜池との境界を北西方に進み、同町今吉田高丸見一二一八の一番地地先歩道との交点に至り、同歩道を北西方に進み、町道別府神田線との交点に至り、同町道を北西方に進み、起点に至る点に囲まれた区域

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器